鳥取県告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	
株式会社YOU	フレンドケアYO	鳥取市吉方温泉四	平成21年12月31日	訪問介護
	U	丁目703		